定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年八月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年八月五日

宮崎県宮崎市大字本郷北方二一五〇番地一

株式会社佐多技建

代表取締役　濱砂　一砂

限定承認公告

本籍埼玉県川越市大字小堤八七九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大久保秋雄

右被相続人は平成二十三年十一月十一日死亡し、その相続人は平成二十五年七月二十二日さいたま家庭裁判所川越支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月五日

埼玉県川越市大字砂七六二番地一　メゾン・グランディール五号室

相続財産管理人　大久保明美

限定承認公告

本籍兵庫県尼崎市稲葉荘一丁目一八番、最後の住所兵庫県尼崎市玄番北之町二六番地の一

尼崎アーバンコンフォート一一一八号

被相続人　亡　浅野　謹男

右被相続人は平成二十五年四月二十五日頃死亡し、その相続人は平成二十五年七月二十五日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月五日

神戸市灘区大内通四丁目三番八の二〇一号

限定承認者　甚野　秀隆

限定承認公告

本籍兵庫県西宮市甲子園口三丁目一三番、最後の住所兵庫県西宮市戸崎町五番三―四一五号

被相続人　亡　土井幸一郎

右被相続人は平成二十五年一月三十日死亡し、その相続人は平成二十五年七月二十五日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月五日

兵庫県西宮市二見町六番二八―二〇二号

限定承認者　土井雄一郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、平成二十五年九月六日を効力発生日として、優先資本金の額金四十二億三十四万円を金四十一億三十四万円に減少して、発行済優先出資総口数四百二十万三百四十口（第一号優先出資二百十四万二千百七十三口、第二号優先出資二百五万八千百六十七口）を一口に対して金一千円をもって四百十万三百四十口（第一号優先出資二百九万一千百七十三口、第二号優先出資二百万九千百六十七口）に有償消却することにいたしました。（減少すべき優先資本金の額は金一億円であり、優先出資の消却に要する金額は金一億円である。）

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表は次のとおり公告しています。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年二月二十八日

掲載頁　一二二頁（号外第三十九号）

平成二十五年八月五日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

特定目的会社ＪＲＩＣ１

取締役　石田　泉

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、平成二十五年九月六日を効力発生日として、優先資本金の額金三十二億九千六十六万円を金三十二億一千六十六万円に減少して、発行済優先出資総口数三百二十九万六百六十口（第一号優先出資百六十七万八千二百三十七口、第二号優先出資百六十一万二千四百二十三口）を一口に対して金一千円をもって三百二十一万六百六十口（第一号優先出資百六十二万七千四百三十七口、第二号優先出資百五十七万三千二百二十三口）に有償消却することにいたしました。（減少すべき優先資本金の額は金八千万円であり、優先出資の消却に要する金額は金八千万円である。）

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表は次のとおり公告しています。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年二月二十八日

掲載頁　一二二頁（号外第三十九号）

平成二十五年八月五日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

特定目的会社ＪＲＩＣ２

取締役　石田　泉

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十五年六月十八日開催の第三十四回通常総会において、出資一口の金額を一万円から五千円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、消費生活協同組合法第四十九条の第三項の規定により公告します。

平成二十五年八月五日

山梨県甲府市古上条町二二五―一

山梨県生活協同組合連合会

代表理事　大塩　祐治

訂正公告

平成二十五年七月二十二日（号外第一五七号）掲載の第六十二期決算公告（枠組）中、「（うち当期純損失）」とあるは「（うち当期純利益）」の誤りにつき訂正します。

平成二十五年八月五日

大阪府高槻市庄所町九―一五

株式会社ユアサロジテック

代表取締役　高橋　利昭

正誤

ページ	段	行	誤	正
五一	下	終りから一二	表中「（別表４）の㉟」	表中「別表５㉛」を「別表５㉜」に、「（別表４）の㉟」
〃	〃	〃一〇	に改め、同様式	に改め、同様式記載要領９中「合計㉜」を「合計㉝」に改め、同様式
六〇	上	九	第二十号様式	第十号様式の表及び第二十号様式
六〇	上	一九	六〇ページ上段一九行目と二〇行目の間に次を加える。	
			第二十二号の二様式の表中「国際戦略総合特別区域及び雇用者の数の増加に係る法人税額の特別控除額」を「国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除額」に改める。	
			附　則	
			この省令は、公布の日から施行する。	
			平成二十四年十二月二十八日（号外第二百八十二号）公布厚生労働省令第百六十四号（食品衛生法施行規則の一部を改正する省令）	
			（原稿誤り）	
八		様式第十四号中	「厚」、「平成」及び「登録」は削除する。	
〃	〃	様式第十四号(6)中	魚肉練り製品	魚肉練り製品
〃	〃	〃(8)中	〃	〃
〃	〃	〃(9)中	摂食場所	摂取場所
〃	〃	〃(10)中	〃	〃
〃	〃	〃(12)中	ウェルシュ菌	ウェルシュ菌
〃	〃	〃(14)中	患・死者・摂食者の状況	患者・死者・摂食者の状況
〃	〃	様式第十四号(14)摂食者数中	0～14	10～14
〃	〃	〃	「合計」は削除する。	
			平成二十五年七月九日金融庁告示第四十号（競売買の方法以外の方法による有価証券の売買等を定める件の一部を改正する件）	
			（印刷誤り）	
二四		終りから一八	「第六号を削る。」は改行し行頭を一字下げる。	

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月五日付第一七〇号八〇ページ●同日付政府調達第一四五号四〇ページ●六月四日付衆会第三〇号四〇ページ●七月分（一月極一部当り）の郵送料二、三二〇円

◉官報郵送料のお知らせ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）